

## 内部統制システムの基本方針

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、コンプライアンスについて取締役及び使用人全員への周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人全員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- (2) 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査等委員会による監査及び内部監査室による内部監査を実施する。
- (3) コンプライアンス規程及び内部通報規程を制定することにより法令等違反行為に関する報告体制を確立し、かかる行為を速やかに認識し対処する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、法令、定款及び文書管理制度規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の要求があるときは、これらの文書（電磁的記録を含む。）を常時閲覧に供する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する統括責任者を代表取締役とし、リスク管理について必要な事項を組織横断的に定めるリスク管理規程を制定し、これに基づきリスク管理体制を構築する。
- (2) 危機管理規程を制定し、緊急事態が発生した場合における報告及び指揮連絡体制を確立することにより、緊急事態を迅速かつ適切に把握し損失の最小限化に努める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則として毎月1回定期取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会に付議される事項については、任意の指名・報酬諮問委員会、常務会又は経営会議における諮問を経る。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社から成る企業集団としての業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定め、当該規程に則って子会社の管理を実施する。
- (2) 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図り、企業集団としての経営について協議するほか、子会社が当社の子会社管理規程に則って適正に運営されていることを確認する。

### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、使用人を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

#### 7. 前号の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人が監査等委員会の補助業務にあたる際は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については、監査等委員会の同意事項とする。

#### 8. 監査等委員会の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、第6号の使用人と、定期的に会議を開催し、当該使用人の業務遂行の状況を確認する。

#### 9. 監査等委員でない取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務の執行状況その他の報告をする。
- (2) 監査等委員は、常務会その他の重要な会議に出席し、監査等委員でない取締役及び使用人から重要な事項の報告を受ける。
- (3) 監査等委員会は、子会社管理規程及び内部監査規程に基づき、直接又は監査等委員及び内部監査人を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人からの報告を受ける。

#### 10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、内部通報規程に従い又は準じ、運用する。

#### 11. 監査等委員の職務執行に生ずる費用の前払い又は償還手続その他職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会は、監査等委員会で承認された監査計画を実行するために必要な予算を確保する。
- (2) 当社は、監査等委員がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。
- (3) 監査等委員の職務執行に係る費用の管理及び執行は、監査等委員及び監査等委員の職務を補助すべき使用人が行う。

#### 12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準を定めるとともに、監査計

画書を作成し、取締役会でその内容を説明し、監査の実施に関する理解と協力を得る。

- (2) 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を通じて意見交換を行う。
- (3) 監査等委員会は、内部監査人との意見交換及び関連部署との緊密な連携を通じて監査の実効性を確保する。

#### 1 3. 財務報告の適正性を確保する体制

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

#### 1 4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、コンプライアンス規程その他の社内規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を確保する。

#### 附則

- 1 この方針は、2013年2月15日から施行する。
- 2 この規程は、2022年2月10日から改正施行する。
- 3 この規程は、2024年3月27日から改正施行する。